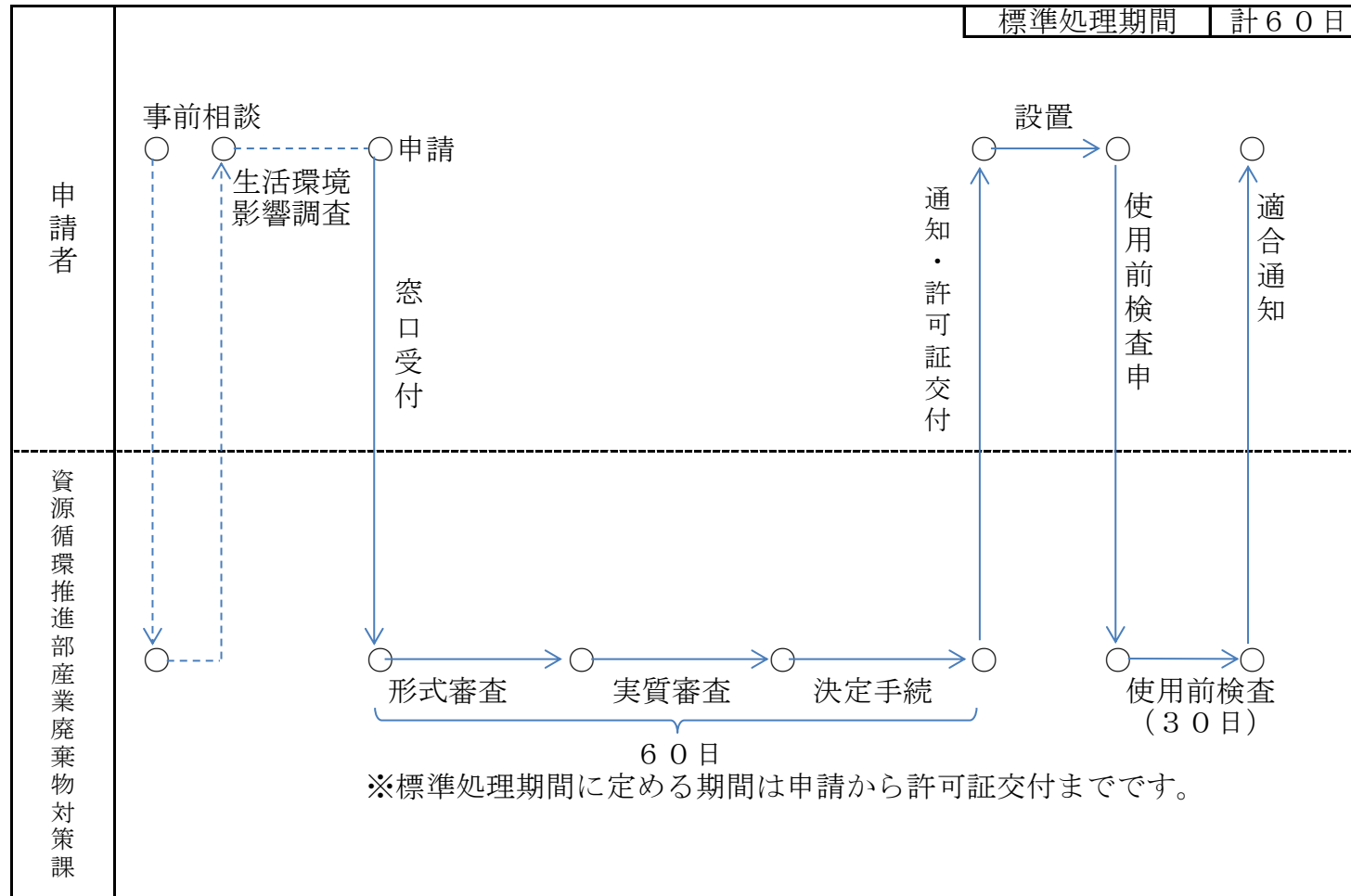


### 事務処理フロー図

作成部署 環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課審査担当 電話 42-861

事務名 産業廃棄物処理施設の設置許可（焼却施設・最終処分場・PCB処理施設を除く。）

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

番号	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査	申請書の内容について審査基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に適合するか審査します。
3	決定手続	許可の諾否について、資源循環推進部長が決定します。
4	通知	申請者に通知します。
5	使用前検査申請	設置した施設が、基準に適合しているかどうかの検査を（申請者が）受けるための申請です。
6	適合通知	使用前検査を行った結果、設置した施設が基準に適合していることを申請者に通知します。
7		
8		
9		
10		